

# 川崎市バスイメージキャラクター「かわさきノルフィン」使用承認・届出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市バスイメージキャラクター「かわさきノルフィン」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合における必要事項を定めるものとする。

(キャラクターの使用)

第2条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ川崎市交通局長(以下「局長」という。)の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、届出をもって足りるものとする。

- (1) 川崎市及び川崎市職員が業務に関し使用する場合
- (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用する場合
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (4) その他、局長が適当と認めた場合

(使用の承認申請・届出)

第3条 前条の承認を受けようとする者は、川崎市バスイメージキャラクター「かわさきノルフィン」使用承認申請書(第1号様式。以下「使用承認申請書」という。)に必要書類を添えて、局長に提出しなければならない。

2 前条ただし書の規定により届出を行う者は、「かわさきノルフィン」使用届出書(第2号様式。以下「使用届出書」という。)に必要書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(使用の承認・不承認)

第4条 局長は、前条に規定する使用承認申請書の提出があったときは、その内容が次の各号いずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (2) 特定の政党、政治、宗教活動に利用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) 不当な利益を得るために使用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (4) 自己のシンボルマーク、商標又は意匠として使用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (5) 川崎市交通局（以下「交通局」という。）の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められる場合
- (6) 交通局が行う事業、又は交通局が支援等を行う事業を推進する上で支障が生じるおそれがある場合
- (7) 定められた使用方法によって使用しないと認められる場合
- (8) その他、局長が適当でないと認める場合

2 局長は、前項の規定による申請を承認又は不承認とするときは、川崎市バスイメージキャラクター「かわさきノルフィン」使用承認・不承認通知書（第3号様式。以下「使用承認・不承認通知書」という。）により通知するものとする。

3 局長は、使用承認に際し、必要な条件を付すことができる。

（使用者の遵守事項）

第5条 キャラクターを使用承認を受けた者及び届出を行った者（以下「使用者」という。）は、使用に際して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた又は届出書に記載した目的及び用途にのみ使用すること。
- (2) 指示された色、形状、形式等に沿って正しく使用すること。

(3) 商品等は、完成後、速やかに局長に提出すること。ただし、商品等の提出が困難である場合については、その形状の分かる写真の提出をもって、商品等の提出に代えることができる。

(使用承認・届出期間)

第6条 使用の承認期間及び届出期間は、1年を超えることができないものとする。

(使用料)

第7条 使用料は、営利を目的としない場合は無料とし、営利を目的とする場合は川崎市交通局仕様の車両模型等の制作及び販売要綱の第2条を準用するものとする。ただし、局長が特に定めた場合はこの限りではない。

(申請・届出内容の変更)

第8条 使用者が、申請内容を変更する場合は、あらかじめ使用承認申請書を局長に提出し、改めて承認を受けるものとする。ただし、第2条各号のいずれかに該当する場合は、使用届出書の届出をもって足りるものとする。

2 局長は、前項の規定に基づき、承認・又は不承認とすることを決めたときは、使用承認・不承認通知書により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第9条 局長は、使用者がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められる場合は、キャラクターの使用承認の取り消すことができる。

2 局長は、前項の規定により使用承認を取り消した場合は、使用者に対し、川崎市バスイメージキャラクター「かわさきノルフィン」使用承認取消通知書(第4号様式)により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、使用物件を使用してはならない。

4 局長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責

任を一切負わない。

(使用方法の改善指導)

第10条 局長は、使用者がこの要綱、承認の内容及び届出の内容に違反していると認められる場合は、キャラクターの使用方法的改善指導を行うことができる。

2 局長は、前項の規定により使用方法的改善指導を行う場合は、使用者に対し、口頭又は川崎市バスイメージキャラクター「かわさきノルフィン」使用方法改善指導書(第5号様式)により指導するものとする。

3 前項の規定により使用方法的改善を指導された者は、直ちに使用方法を改善しなければならない。

4 局長は、使用方法的改善指導により生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(差止請求等)

第11条 局長は、キャラクターの著作権を侵害又は侵害するおそれがある場合において必要と認めるときは、著作権法第112条に規定する差止請求その他必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第12条 第4条各号及び前条に該当する場合等において、これにより交通局に損害が生じたときは、その損害の賠償を請求するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、局長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

2 この要綱施行前に行った使用承認申請、使用承認した行為については、この要綱の規定によってなされたものとみなす。

## 附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。